

第IV章 手続

1 給水装置工事の手続き

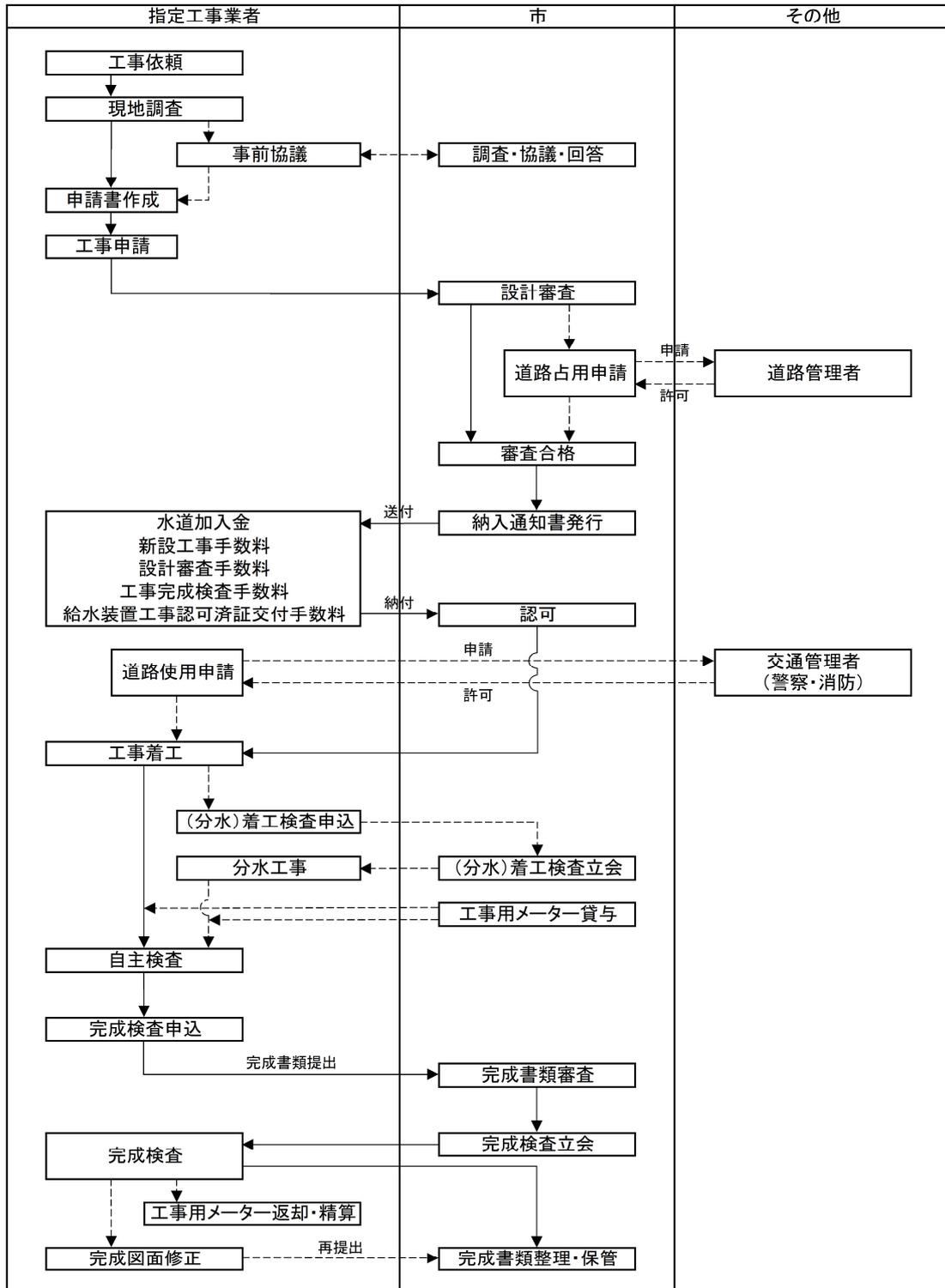
給水装置工事（給水装置の新設、改造、修繕及び撤去工事）は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第5条）

その給水装置工事は、管理者が指定した指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事業者」という）が施行することとし（給水条例第7条第1項）、指定工事業者が工事を施行する場合は、着工前に管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事完成検査を受けなければならない。（給水条例第7条第2項）

本章では、給水装置工事の申請から当該工事が完成するまでの手続きについて述べるものである。

なお、申請から完成までの事務処理の流れは、給水装置工事業務フロー図（図IV-1-1）による。

---> : 必要に応じたフロー



IV-1-1 給水装置工事業務フロー図

1. 1 申請

1 一般事項

指定業者における給水装置工事の申請は次の事項による。

- (1) 給水を受けようとする申請者は指定工事業者を選定し、申請者と指定工事業者の間で工事契約を交わす。
- (2) 指定工事業者は、申請に必要なすべての書類を申請者に説明の上作成し、管理者に申請する。

2 提出書類

申請に際して提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 「給水装置工事認可（申込）申請書（表）・同（裏）」（施行規程様式第1号）。
- (2) 「給水装置工事設計平面図・立面図（設計・変更・完成）」（施行規程様式第4号）。
- (3) 「給水装置工事使用材料一覧表（1次側）（表）・同（2次側）（裏）」（施行規程様式第5号）。
- (4) 工事に関する同意承諾の取得確認に係る書類。
 - ① 「念書」（施行指針様式第1号）
 - ② 公図
 - ③ 土地登記簿謄本
 - ④ 建築確認申請書
- (5) 分水工事の申請に必要な書類（道路占用関係）。
 - ① 「給水装置寄附申請書」（施行規程様式第3号）
 - ② 案内図
 - ③ 道路占用申請図（平面図・立面図・断面図（掘削・復旧）等）
 - ④ 保安施設設置図
 - ⑤ 迂回路案内図
 - ⑥ 「工事承諾書」（施行指針様式第2号）
 - ⑦ その他道路管理者に提出を求められたもの
- (6) 集合住宅等「特殊集団住宅」の申請に必要な書類。

「特殊集団住宅申請書」（南アルプス市特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程別記様式）
- (7) その他申請内容により管理者が必要と認めたもの。

1. 2 受付及び審査

1 一般事項

- (1) 申請受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の閉庁日は除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 受付から審査合格までの日数は、分水工事がない場合は通常1週間程度とする。
分水工事がある場合は、道路管理者の道路占用許可取得後が審査合格日となるので、余裕を持った工事計画を策定すること。
- (3) 設計審査において、提出書類の内容について説明を求められることがあるので、提出は当該給水装置工事を専任した給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という）が必ず持参すること。
- (4) 審査合格後、申請書類は管理者が保管し、手数料等の納付が確認できるまでは、持ち出しを厳禁とする。

2 審査事項

- (1) 管理者は申請書類が提出されたとき、その場で設計審査し、不備がなければ受理する。審査内容は「第VI章 設計審査」にて述べる。
- (2) 記載事項、押印及び添付書類等に不備のある場合は受理しない（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない）。
- (3) 受付後、管理者は必要に応じて現場調査を行い、申請書類との照合を行う。
- (4) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで審査を保留とする。

1. 3 手数料等の納付

管理者による審査合格後、発行される納付書をもって手数料等を徴収する。なお、新設工事手数料及び完成検査手数料についても同一の納付書となるので、予納して併せて徴収する。

1. 4 承認

手数料等の納付確認後、「給水装置工事認可証（施行規程様式第6号）」の交付をもって工事承認とする。なお、交付手続きの際は領収書の写しにて内容確認するので、必ず持参すること。

1. 5 工事の着工

- 1 工事の承認を得たものは工事を着手することができる。
- 2 新設工事手数料は、設計審査手数料等と併せて同一の納付書で予納にて徴収する。
- 3 分水工事がある場合は、管理者の指定する職員（以下、「担当職員」という）立会いの下、着工検査が必要となるので、事前に施工内容の確認及び施工日時の調整を行い、検査日の予約を取得すること。
- 4 口径50mm以上の工事の場合は、担当職員立会いの下、材料検査が必要となるので、事前に材料搬入日時の確認及び検査日時の調整を行い、検査日の予約を取得すること。

- 5 着工検査前に指定工事業者による自主検査を行う。検査内容は「第Ⅶ章 1. 1 指定工事業者の自主検査」にて述べる。
- 6 着工検査及び材料検査には、主任技術者が必ず立ち会う。
- 5 着工検査及び材料検査に際しての検査事項は、後に述べる「第Ⅶ章 1. 2 着工検査及び材料検査」に従い検査を実施する。

1. 6 工事の竣工

- 1 工事完了後、指定工事業者による自主検査を行う。検査内容は「第Ⅶ章 1. 1 指定工事業者の自主検査」にて述べる。
- 2 自主検査後、速やかに完成検査を申し込む。
- 3 完成検査申し込み時の提出書類は、次のとおりとする。
 - (1) 給水装置工事検査願届（施行規程様式第7号）
 - (2) 給水装置工事完成平面図・立面図（施行規程様式第4号）
 - (3) 給水装置工事使用材料一覧表（施行規程様式第5号）
 - (4) 工事写真（分水工事がある場合）
 - (5) チェックシート（E F接合又はN S形・G X形接合を施工した場合）
- 4 管理者は、完成検査申込み書類が提出されたとき、書類内容を審査し、不備がなければ受理する。審査内容は「第Ⅶ章 1. 3 完成検査」にて述べる。
- 5 完成検査手数料は、設計審査手数料等と併せて同一の納付書で予納にて徴収する。

1. 7 メーターの出庫

給水装置の新設や改造工事に伴い、現場にて仮設給水が必要な場合は工事用メーターを出庫する。また、完成検査時に工事用メーターと引き換えに本メーターを出庫する。

1. 8 完成検査

- 1 提出された書類に基づき、当該給水装置工事現場にて担当職員立会いの下、完成検査を行う。
- 2 完成検査には、主任技術者が必ず立ち会う。
- 3 完成検査に際しての検査事項は、後に述べる「第Ⅶ章 1. 3 完成検査」に従い検査を実施する。
- 4 完成検査で不合格の場合は、速やかに改善し、再検査を行う。
- 5 完成検査に合格した者は、「給水装置工事完成届」（施行規程様式第8号）を提出する。

1. 9 道路占用許可申請等、監督官庁への諸届

1 道路占用許可申請手続

道路下（公道）に給水管を布設又は道路下に布設されている給水管を撤去する工事を行う場合、道路法第32条の定めにより、事前に道路管路者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

市道及び県道、国道の占用手続きは、当該給水装置工事の申請者から委任を受けた管理者がこの事務を行う。その際の手続きは以下のとおりである。

（1）申請書類の作成

道路占用許可関係書類は、原則として指定工事業者が作成する。作成書類は「1. 1 申請」を参照する。道路占用許可申請書は管理者が作成する。

（2）道路管理者との協議

作成した書類を基に、道路管理者と事前協議を行う。各道路管理者との協議に際し、留意点を以下に示す。

① 市道・農道（市管理）・法定外道路（市管理）

協議は指定工事業者が行う。協議の中で提出書類に関する指示があるので、指示に従い適宜作成する。協議後、道路占用申請図に道路管理者の確認印を取得することを忘れないようにする（押印がないものは、申請時に受理できないので注意する）。

② 県道

協議は指定工事業者が行う。協議の中で提出書類に関する指示があるので、指示に従い適宜作成する。協議後、道路占用申請図に道路管理者との協議内容（協議日、担当者名）を明記すること。

③ 国道

最初の協議は担当職員と指定工事業者が行う。その後の協議は担当職員で行うが、必要に応じて指定工事業者も同行する。協議の中で提出書類に関する指示があるので、指示に従い適宜作成する。

（3）申請書の提出

申請書の提出は管理者が行う。

（4）道路占用許可書の受理

道路管理者から「道路占用許可書」の受理後、給水装置工事の審査合格となるので、余裕を持った工事計画を策定すること。

（5）道路占用工事完成届

工事完成後、速やかに道路占用工事完成届を道路管理者に提出しなければならない。完成届の添付書類である工事写真は指定工事業者が作成する。

（6）道路占用許可の変更または取消

道路占用許可取得後、当該工事の工事内容（工事期間等）の変更により占用許

可を変更する場合、又は工事中止等により占有許可を取消しする場合の手続きは管理者が行う。手続きに際し必要な書類の作成は指定工事業者が行う。

2 工事着工検査

道路占有許可に基づく分水工事等は、着工検査として担当職員が必ず立ち会い、道路占有許可の内容に沿って工事が施工されているか検査を行う。検査に際しての検査事項は、後に述べる「第Ⅶ章 1. 2 着工検査及び材料検査」に従い検査を実施する。

3 他の埋設物に対する措置

当該工事箇所下水道管、農業用水管、ガス管、電気及び電話線等が埋設されていて、工事上の措置又は工事施工後の防護などに特別な配慮を払う必要がある場合は、それぞれの管理者に連絡し、事前協議及び工事の際の立会いを求めるよう指定工事業者に指示する。

4 舗装仮復旧後又は舗装本復旧後の道路陥没等の対応

道路陥没等の緊急時は、指定工事業者又は緊急時対応責任者へ連絡する。

2 工事変更等の取扱い

2. 1 工事内容の変更

給水装置工事の承認を受けた者が、当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更するときは、あらかじめ提出した申請書類を訂正し、管理者に提出しなければならない。

2. 2 工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が、当該承認に係る給水装置工事を中止し、その承認を取り消す場合は、直ちに「給水装置工事取消届」（施行規程様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2. 3 主任技術者の変更

給水装置工事承認後、主任技術者を変更する場合は、直ちに「主任技術者変更通知書」（施行様式第3号）を提出しなければならない。